

事業	不妊治療助成事業(こうのとりの支援事業)	不育症治療費助成事業	不育症検査費用助成事業
助成を受けることができる方	・夫婦の一方又は両方が、松本市に住民登録をしてから1年以上経過している夫婦（事実婚関係を含む） ・市税に滞納がない方 ○治療前に必要な手続き（マイナンバーカードを健康保険証としての利用登録がまだの方） 必ずご加入の医療保険者から「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け受診の際は医療機関窓口で提示してください。詳しくは、ご加入の医療保険者にお問い合わせください。	・夫婦の一方又は両方が、松本市に住民登録をしてから1年以上経過している夫婦（事実婚関係を含む） ・市税に滞納がない方 ※年度内に「長野県不育症治療支援事業」の助成金交付を受けた場合は対象外です。	・松本市に住民登録がある女性 ・既往流死産が2回以上の方 ・婚姻については問いません
年齢制限	なし	なし	
助成回数	通算5回	通算5回	なし
助成額	年度内の医療費（保険適用分）の自己負担額の2/3（上限額30万円）（保険適用外は対象外）	1回の治療期間ごとの医療費の自己負担額の2/3（上限額30万円）	1回の検査に係る費用の7割に相当する額（上限額6万円）
助成対象 治療・検査・投薬	保険適用内の範囲の治療・検査・投薬（医師が不妊治療と認めた治療・検査・投薬） 漢方・整体・鍼灸は対象外	・不育症診断に係る検査 ・抗血小板療法 ・抗凝固療法 ・ホルモン療法 ・免疫抑制療法（厚生労働大臣が定める先進医療として告示されている不育症検査を除く）	流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査（流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査））をこの実施機関として届出又は承認がなされている保険医療機関で実施するもの（保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限る。）。
	文書料、食事代、個室代等治療に直接関係ないものは対象外となります。		
指定医療機関	なし		あり
申請期限	・年度の最終治療日から6か月以内（例：3月が最終の場合、9月末まで）	<u>令和8年3月31日</u> （3月31日までに申請書類の提出ができない場合は、令和8年3月13日までに健康づくり課へ連絡をお願いします。）	
申請に必要なもの	・申請書 ・受診等証明書（病院、薬局それぞれの証明が必要です） ・事実婚関係に関する申立書（事実婚夫婦） ・医療費領収書原本（原本提出できない場合はコピーをと原本両方を持参） ・戸籍謄本（事実婚、夫婦一方が松本市に住民登録がない場合） ・限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証（マイナポータルがインストール済のスマートフォンを窓口へ持参いただき、保険者名及び限度額区分を画面提示していただく方法でも可） ・高額療養費及び付加給付金等の支給通知（ご加入の保険者にお問い合わせください） ・助成金の振込口座番号の分かるもの	・申請書 ・受診等証明書（医師が記入） ・治療等証明書（検査・診断と違う医療機関で行った場合） ・事実婚関係に関する申立書（事実婚夫婦） ・医療費領収書原本（原本提出できない場合はコピーをと原本両方を持参） ・戸籍謄本（事実婚、夫婦一方が松本市に住民登録がない場合） ・助成金の振込口座番号の分かるもの	・申請書 ・受検証明書（医師が記入） ・先進医療として行う不育症検査の領収書原本（原本提出できない場合はコピーをと原本両方を持参） ・住民票の写し（直近のもの） ・助成金の振込口座番号の分かるもの
申請先	松本市保健所健康づくり課（松本市丸の内3-7 松本市役所東庁舎2階）		

松本市ホームページからもご覧いただけます ⇒



【問い合わせ先】

松本市保健所健康づくり課

電話：0263-34-3217

FAX：0263-39-2523

E-Mail：kenkoka@city.matsumoto.lg.jp